

風に立つライオン基金 2025 年度 公募助成金 募集要項

1. はじめに

風に立つライオン基金の設立者・理事であるさだまさしは、1972 年、長崎で巡り会った柴田紘一郎医師のアフリカでの医療活動体験に感動し、15 年後に「風に立つライオン」という楽曲を作りました。

やがて、この曲は、医療関係者はもちろん、海外で活躍する多くの日本人に勇気を与える曲として支持されるようになりました。

柴田医師のような「風に立つライオン」は世界中に存在しています。いつからか、さだは、この歌を「神様からいただいた」と感じ、責任を自覚して「自分に何が出来るのか」と自問するようになりました。

この法人の設立と助成制度の実施は、さだの自問に対する「答え」のひとつです。

この法人は、日本中、世界中で困難に立ち向かいながら、“生命”や“平和”を守る為に懸命に闘っている“人財”を助成し、支援して参ります。

2. 助成の対象

国内、国外において「生命」や「平和」を守る為に個人、団体が行っている下記の事業を助成対象とします。生命に直結する医療活動や被災地支援活動だけでなく、奉仕活動や慈善活動を通じて各国・各地域との相互理解・交流を促進し、活性させようとする内容の事業を行っている個人、団体も助成対象になります。

(1) 事業助成

- ①公共の利益に資する奉仕活動及び平和や自然環境等を守る活動等を実施している個人及び団体
- ②国内外で発生した大規模災害の復旧活動及び被災者の避難所等を運営又は支援している団体
- ③国際医療、僻地医療の推進、公衆衛生の向上等を目的とする活動を実施している個人及び団体
- ④国際医療従事経験者及び救急救命医療を実施している個人及び団体

※事業は単年度で完了する事業ではなく、継続性・発展性があることが原則です。新規事業の場合でも、数年継続する計画となっているほか、事業の意義を確り検討していることが条件です。

(2) 研究助成

- ①国際医療、僻地医療の推進、公衆衛生の向上等を目的とする研究を実施している個人及び団体
- ②救急救命医療に係る機器及び運用システムの開発等の研究を実施している個人及び団体

※事業助成のほか生命や平和を守る為の研究も、助成対象とします。助成対象の要件は、対象となる研究が前項の助成事業に活用され、寄与貢献するものであることです。

3. 助成の対象とならない事業

内容上は助成対象事業に該当する場合でも、以下に掲げる分野の事業や株式会社など営利目的事業を営む企業・団体による社会奉仕活動は助成対象となりません。

- ①助成金を単に寄付として利用すること
- ②芸術・芸能の上演・演奏やスポーツ交流のうち、興行に資する事業
- ③建物や記念碑などの建設・維持費用
- ④設備の購入・設置費用
- ⑤地方自治体等が直接実施する事業
- ⑥その他当財団が不適当と認めた事業

4. 事業助成の選考基準

選考される事業助成対象者は、次の条件を満たすものとします。

(1) 団体

- ①不特定且つ多数の為の社会福祉の向上に寄与する非営利活動団体であること
- ②執行組織や会計組織が確立され、又活動拠点や事務所を有するなど、継続的な活動が期待できる団体であること
- ③地域に根ざした地道な活動を行っている団体であること
- ④福祉活動を行う為に必要で、且つ緊急性が高いと判断されるものであること

(2) 個人

- ①不特定且つ多数の為の社会福祉の向上に寄与する活動を継続的に実施していること
- ②地域に根ざした地道な活動であること
- ③福祉活動を行う為に必要で、且つ緊急性が高いと判断されるものであること
- ④この法人の役員等又は会員からの推薦、乃至、新聞・TV等で活動が紹介されたものであること

5. 助成申請金額・対象費目について

(1) 助成申請金額

申請団体が自助努力をした上で不足分を申請するようにお願いします。助成金のみで事業費用全体を賄うことは不可とし、申請受付を行ないません。事業完了報告時の助成金使用額は、支出した事業費用全体の 80%以下とし、80%を超過した場合はその差額分を返還していただきます。

【例】支出実績が、事業費用全体で 350 万円支出。そのうち助成金 300 万円を使用した場合・・・

(A) 助成金使用金額＝300 万円

(B) 支出した事業費用全体 350 万円の 80%の金額＝280 万円（350 万円×0.8）

(A)－(B)＝差額 20 万円（返還いただく金額）

(2) 助成対象費目

- ① 旅費交通費： 国外・国内の交通費、宿泊費等
※エグゼクティブクラスなど特別に付加された料金分は対象外です。
※助成者本人及び助成団体内部の方の日当や出張手当は対象外です。
- ② 人件費： 事業の協力者・補助者など外部の人々に対する謝金等
※助成者本人及び助成団体内部の方の人件費は対象外です。
- ③ 器具・備品費： 設備的ではなく、当該事業に付随する少額の器具・備品費用
- ④ 借用費： 会場借上費等
- ⑤ 会議費： 上記借用費以外の会議に必要な費用
- ⑥ 資料費： 図書・その他の当該事業に必要な資料費
- ⑦ 印刷費： 当該事業に必要な資料の作成等に利用するもの
- ⑧ 通信・運搬費： 通話料、荷造り発送費
- ⑨ 消耗品費： 文房具等
- ⑩ その他：上記に充当しない費用（但し、該当事業に直接係わる費用であること）
※対象となるか否かは事前に事務局までご相談ください。

(3) 助成対象外となる主な費用

- ・助成対象事業の実施期間外に支払われた費用
- ・助成団体や個人の所有物（本事業以外の使用や商業利用が可能）となる物品の購入費
- ・助成者本人および助成団体内部スタッフの人件費や各種手当
- ・任意の保険料（航空保険等の強制加入となる保険は除く）

- ・費用の支払先が助成団体／個人が所属や関連している事業者（子会社・関係会社含む）
 - ・該当事業に直接係らない費用（例：キャンセル代、洗車代、他団体への寄付、学会や団体等の年会費など）
 - ・使途が不明瞭なもの（「雑費」「調整費」「予備費」「一式」など実態が曖昧なもの）
- 等

6. 助成の対象となる事業の実施期間・実施時期

(1) 実施期間

事業の実施期間については特に定めませんが、短期間の事業よりは、通年事業を優先します。

(2) 実施時期

2025 年 4 月 1 日以降 2026 年 3 月 31 日までに実施される事業であること

※申請事業の開始／完了時期が上記の時期を跨ぐ場合など、不明な場合は事前に事務局までご相談ください。

7. 助成申請書について

助成申請にはフォーマットがあり、専用の申請書が必要になります。以下の手順に沿って申請してください。

(1) 申請フォームへのご記入

2025 年度の申請書は、申請団体の代表の方とご連絡を取った上でお渡しします。

①[申請フォーム](#)に必要事項をご記入の上、送信ください。

②申請フォームご提出後、自動応答メールにて公募助成申請書を送付いたします。

(2) 申請書類一覧

下記書類をご用意ください。

①2025 年度助成申請書

※Excel ファイルに記載事項入力後印刷したもの、手書き、何れでも構いません。但し、前年度以前の申請書に記入した文面を単にコピーした書類については再作成をお願いすることがありますのでご注意ください。

②会則・定款等

③前年度の事業報告書・同収支報告書

※所管庁がある場合は、所管庁に提出しているものと同様のもの。

(3) 申請書提出方法

助成申請書の提出は、郵送の場合、レターパック（日本郵便）、宅配便など配達記録の残る手段でお送りください。電子メールでの提出も可能です。

持参、FAX での受付はできませんのでご了解ください。

<郵送先>

〒107-0052 東京都港区赤坂 6-12-11

公益財団法人 風に立つライオン基金 助成事務局 宛

※送り状の「品名」欄には「助成申請書在中」と朱記してください。

(4) 申請書記載内容の照会に関する注意事項

助成申請書の記載内容について照会や確認を行う場合がありますので、申請書書類は複写して保管しておいてください。

(5) 申請書の交付及び受付期間

①申請書の交付期間：2024 年 11 月 1 日（金）～2024 年 11 月 22 日（金）

②申請書の受付期間：2024年11月1日（金）～2024年11月29日（金）

※消印・送付依頼票等により締切日に発送したことが確認できれば、同日以降に到着した場合でも受付させていただきます。

8. 選考方法

応募資料に基づき2024年12月～2025年1月に助成事務局で被助成者候補を選定し、選考委員会、理事会を経て被助成者及び助成額を決定します。

※緊急を要すると判断された応募案件に対しては、理事長が臨時理事会を招集して対応するものとします。

9. 結果通知

助成申請の結果は、決定次第、申請団体の代表者宛てにお知らせいたします。

採用となった事業については当財団HP上で公表しますが、不採用となった個々の申請に関しては公表いたしません。また、不採用とした理由等、個々の審査内容についてはお答えできませんので、予め悪しからずご了解ください。

10. 助成時期

2025年4月初旬

※臨時理事会において助成が決定した案件に対しては、準備が整い次第助成するものとします。

11. 個人情報の取扱いについて

- (1) 助成申請書に記載された個人情報に関しましては、当財団の「個人情報保護に関する基本方針」及び「個人情報管理規程」に基づき厳正に取り扱わせていただきます。
- (2) 助成が決定した場合、助成対象団体名（URL）、助成対象事業を当財団のHP上で公表します。

12. その他の注意事項

- (1) 助成が決定した場合、当財団の専用フォーマットを使用した事業報告書と収支報告書を事業終了後2ヶ月以内に提出していただきます。
※収支報告書に添付する証憑類は原本コピーを添付してください。
※証憑は必須です。証憑が未提出の費用は、助成対象費用として認められません。
※事前相談と特段の事由なく報告書の提出が遅延した場合、翌年度の助成が決定していた場合でも、取り消しにすることがありますのでご注意ください。
- (2) 採用となった事業については、その事業の現場や事業報告会等を事務局が見学させていただく場合があります。
- (3) 申請書提出後の事業内容・予算計画（含、資金の使途）等の変更は、妥当な変更理由がある場合を除いて認められません。
※事業内容・予算計画等を変更する場合は、軽微な変更や納得性のある変更であっても、事業実施前に助成事務局まで必ずご連絡ください。ご連絡がなく事業内容を変更したことが判明した場合、助成を取り消し、既に支払った助成金の一部または全部の返金を求める場合があります。
- (4) 助成金を使用しなかった場合や計画していた事業の実施が不可能になった場合は、助成金の一部または全部を返還していただくことになります。
- (5) 助成対象費用として計上する経費は、他の助成金・補助金等を二重に受けることはできません。収支報告書の支出には、他の補助金・助成金等を利用した経費を含めてはいけません。他の助成金・補助金等を利用する場合は、しっかり切り分けて計画・精算してください。
- (6) その他当財団が助成金の支給を不適当と判断した場合は、助成金の支給を取り止め、または事後であっても、既に支給した助成金を返還していただくことがあります。

以上

ご不明の点、詳細についてお知りになりたい点などについては、下記までご遠慮なくご連絡ください。

公益財団法人 風に立つライオン基金 助成事務局

電子メール：support@lion.or.jp